

○渡島廃棄物処理広域連合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例施行規則

(平成13年2月1日規則第1号)

(趣旨)

第1条 この規則は、渡島廃棄物処理広域連合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例（平成12年条例第14号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(縦覧の期間等)

第3条 条例第4条第2項に規定する縦覧の期間のうち、縦覧しようとする日が、渡島廃棄物処理広域連合の休日に関する条例（平成12年条例第3号）に規定する休日に当たるときは、縦覧することができない。

2 縦覧の時間は、午前9時から午後4時までとする。

(縦覧者の遵守事項)

第4条 縦覧者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 縦覧者名簿に必要事項を記入すること。
- (2) 報告書等を汚損し、又は損傷しないこと。
- (3) 他の縦覧者に迷惑を及ぼさないこと。
- (4) 係員の指示があった場合には、それに従うこと。

2 広域連合長は、前項の規定に違反した者に対し、縦覧を停止し、又は禁止することができる。

(意見書の記載事項)

第5条 条例第6条第2項の意見書には、次に掲げる事項をすべて記載しなければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 生活環境の保全上の見地からの意見

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。